

## 令和7年度‘奈乃華’生産拡大支援事業 公募要領

### 1. 目的

奈良県が品種登録出願した‘奈乃華’は、春期でも硬度が高く、傷むリスクが少ないため、流通・販売関係者から評価されている。イチゴ産地の振興を目的に、‘奈乃華’の作付面積の拡大を支援する。

### 2. 事業の内容

事業内容	予算額
‘奈乃華’の作付面積拡大に係る取組に要する経費	上限1,250千円

### 3. 補助対象品種

‘奈乃華’（種苗法 平成10年法律第83号 登録番号30498 品種登録の年月日 令和6年11月8日）

### 4. 補助対象経費

‘奈乃華’の作付面積拡大に係る諸経費。

### 5. 補助額

予算の範囲内で、1取組生産者あたり5aを上限に、定額1aあたり上限5万円。ただし、各取組生産者について1a未満は切り捨て。

また、応募のあった補助対象作付面積の合計が25aを超えた場合は、予算上限額を合計補助対象作付面積により除して交付単価を決定し、各事業実施主体の補助対象作付面積で乗算して補助金額を算出する。この際、1aあたり交付単価について100円未満を切り捨てることとする。

### 6. 補助対象となる条件

下記の（1）及び（2）をともに満たすものとする。

- （1） 事業実施年度の9月から10月に‘奈乃華’を定植し、全ての取組生産者が令和6年度の当該月の作付面積に比べて1a以上増加させること。ただし、1aにつき500株以上を定植すること。
- （2） ‘奈乃華’生産拡大支援事業補助金の申請に関する誓約・同意書（別紙様式2）を県に提出すること。

### 7. 事業実施主体

奈良県内に住所を有する3戸以上の生産者を含む団体で、以下の条件を満たすもの。

- ・代表者の定めがあること。
- ・組織の規約及び構成員の名簿が整備されていること。
- ・団体名義の口座において補助金の管理ができること。

### 8. 事業実施期間

事業実施期間は、補助金の交付決定のあった日から令和7年12月31日までとする。

### 9. 事業への応募

本事業への取り組みを希望する事業実施主体は、別に定める応募期間中に、奈良県食農部農業水産振興課長あてに‘奈乃華’生産拡大支援事業申請書（別紙様式1）及び‘奈乃華’生産拡大支援事業補助金の申請に関する誓約・同意書（別紙様式2）を提出する。

### 10. 事業実施主体について

提出された事業申請書（別紙様式1）について審査を行い、適正であると認められた場合には事業実施主体として認定する。